

社会福祉センター及び精神保健福祉センターの再編に伴う組織体制等について（案）

1 趣 旨

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化し、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）が急増するなど大きな社会問題となっています。このため、子どもや女性など社会的に弱い立場に置かれている方々に対する相談・支援のより一層の充実、強化が求められています。

また、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的及び精神の3障がいのサービス利用の一元化が図られるなど、3つの障がいに対する一体的で効果的な質の高いサービスの提供のあり方が問われており、さらには、制度の谷間となっていた発達障がいや高次脳機能障がいに対する支援の必要性が社会的に認識され、その強化が求められています。

こうしたことから、大分県では、平成19年10月、外部の専門家や利用者及び関係団体の代表からなる「社会福祉センターあり方検討委員会」を設置し、平成20年1月、同委員会から、今後の大分県における相談機関のあり方について、「子ども・女性・家庭に関する相談・支援機関の一体的中核化」及び「3障がい相談機関の一元化」の二つの方向性の提言を受けたところです。

一方、大分県では、本年3月に策定した「大分県中期行財政運営ビジョン」に基づき、「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進を図るとともに、「夢と希望あふれる大分県の実現」に向け、様々な施策を推進することとしています。

特に、未来を担う子どもや若い世代の支援に力を注ぎ、厳しい時代に頑張っている県民の生活にしっかりと心配りしながら、これまで以上に施策を充実していくこと、とりわけ、子どもを生み育てることに楽しみや喜びを実感できるよう子育て満足度を高めていくことを最重要課題として位置付け、「子育て満足度日本一の大分県」を目指すこととしています。

さらに、学校におけるいじめや、増加傾向にあり深刻化する児童虐待に対しては、これらを絶対に許さないという県民意識の醸成に努めるとともに、いじめ問題の早期発見・解決や児童虐待等に対する相談援助機能の充実など取組の強化も図ることとしています。

このような福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、中期行財政運営ビジョンに掲げる政策目標の実現を目指し、大分県では、社会福祉センター（中央児童相談所、婦人相談所・婦人寮、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所）及び精神保健福祉センターを再編することとし、現在、新しい相談支援機関の整備を進めています。

具体的には、「中央児童相談所」及び「婦人相談所・婦人寮」を集約し、子どもと女性に係る問題に総合的に対応する新しい相談支援機関を大分市荏隈に整備するとともに、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」及び「精神保健福祉センター」の3つの相談機関を一元化した、障がい福祉及び精神保健福祉に関する新しい相談支援機関を大分市玉沢に整備しているところです。

この度、平成22年4月1日から開所する、この二つの新しい相談支援機関の「名称」「機能強化の内容」及び「組織体制」の案を以下のとおり取りまとめました。

2 名称、機能強化の内容及び組織体制

(1) 子どもと女性に係る問題に総合的に対応する相談支援機関

社会福祉センター内にある中央児童相談所及び婦人相談所・婦人寮を集約し、「大分県こども女性相談支援センター」とし、機能強化を図るとともに組織体制を次のとおりとします。

ア 名称

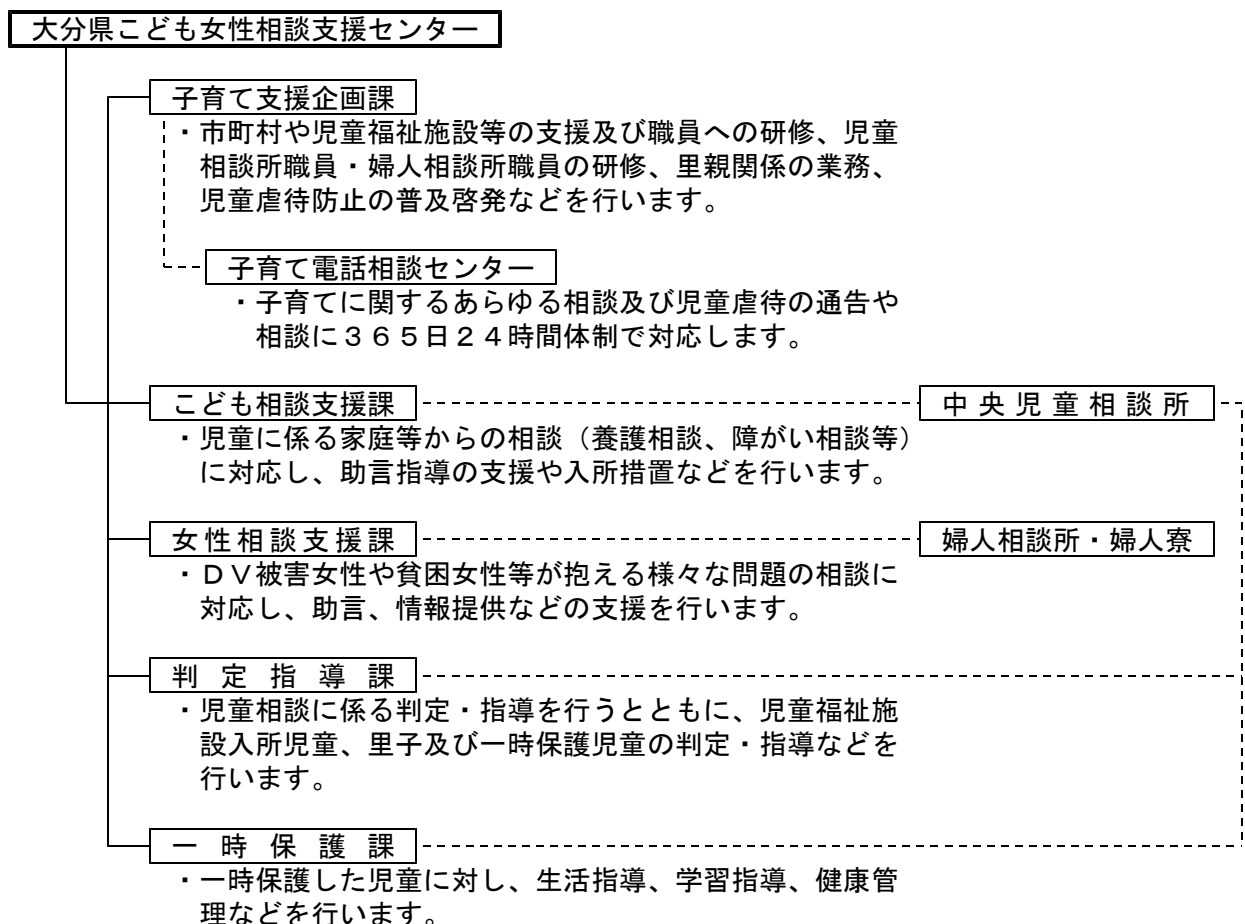
「大分県こども女性相談支援センター」

児童相談所及び婦人相談所の二つの相談所を集約した相談支援機関であることから、「児童」を表す名称として「こども」を、「婦人」を表す名称として「女性」を採用し、身近で相談しやすい機関であることを表現しました。

イ 機能強化の内容

- ① これまでの児童虐待電話相談に加え、県民が抱える子育ての不安や悩みなどを早い段階から解消するため、子育てに関するあらゆる相談を365日24時間体制で受け付ける「子育て電話相談センター」を新たに設置します。
- ② 市町村等の関係機関の専門性向上を図るとともに、児童相談所職員等の技術力の向上により虐待事案への対応を強化するため、関係機関の支援や専門の研修などを行う「子育て支援企画課」を新設します。
- ③ 増加するDV被害女性や貧困女性等に対する相談支援機能を充実するため、女性相談部門として「女性相談支援課」を新設します。
- ④ 家族療法室、家族宿泊室、パニックルーム（個別対応室）などの新設や居室の増設などハード面の整備により、入所者に対する個別ケアの充実を図るとともに、研修室を整備し研修機能の充実を図ります。

ウ 組織体制



(2) 障がい福祉及び精神保健福祉に関する相談支援機関

社会福祉センター内にある身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を、精神保健福祉センターと統合し、「大分県こころとからだの相談支援センター」とし、機能強化を図るとともに組織体制を次のとおりとします。

ア 名称

「大分県こころとからだの相談支援センター」

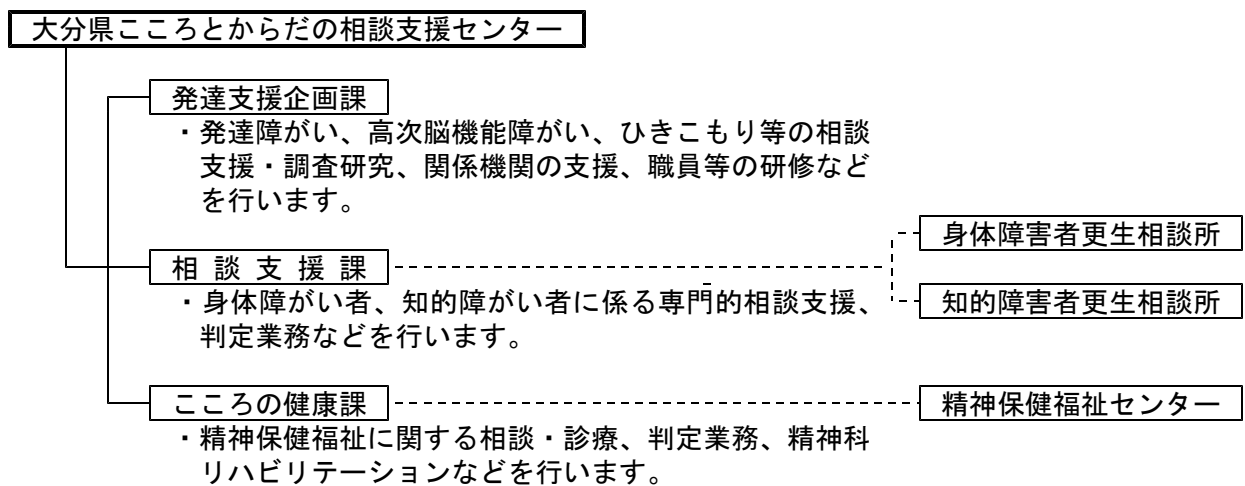
身体、知的及び精神の3障がいの方々やそのご家族のほか、これまで「障がい」の概念では明確にされていなかった発達障がいの方々など、幅広い利用者を対象とする機関であることから、「障がい」の名称は使用せず、「こころ」と「からだ」を使用し、すべての方々を対象とした相談支援機関であることを表しました。

また、ひらがなを使用することで、より身近で相談しやすい機関であることを表現しました。

イ 機能強化の内容

- ① 重複障がい者などに対し効果的な質の高いサービスをワンストップで行います。
- ② これまで制度の谷間となり、対応が遅れていた発達障がいや高次脳機能障がいなどに重点的に取り組むとともに、ひきこもり、依存症等の相談支援などを行うため、「発達支援企画課」を新設します。
- ③ 市町村等の関係機関や職員の専門性の向上による相談支援体制の強化を図るため、関係機関の支援や専門の研修などを行います。
- ④ 面接相談室の増設、補装具調整室の整備、研修室の拡充などハード面の整備により、相談支援機能の充実を図ります。

ウ 組織体制

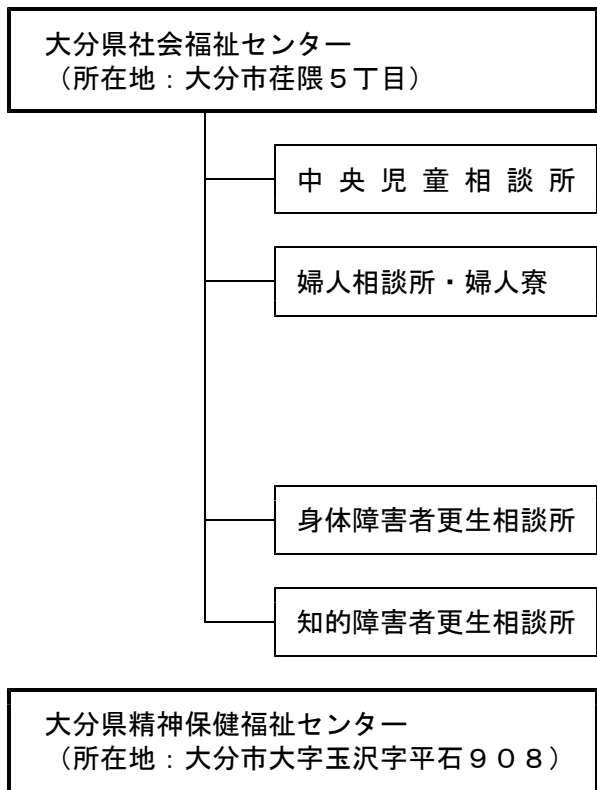


3 実施時期

平成22年4月1日

【参 考】

(現 行)



(再編後)

